

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンを受けるにあたっての説明書

このパンフレットを必ず読み、ワクチンについて正しく理解した上で接種を受けるようにしましょう。

1 子宮頸（けい）がんと発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）

子宮頸がんは、子宮頸部（子宮の入口）にできるがんで、日本では年間約1万人が発症、約3千人が亡くなっており、若い世代の女性のがんの中でも多くを占めるがんです。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（以下、HPV）というウイルスの感染によっておこるといわれています。HPVには約200種類以上のタイプがあり、子宮頸がんの原因となるタイプは少なくとも15種類あることが分かっています。

HPVは特別な人だけが感染するウイルスではなく、性交経験がある女性であれば誰でも感染する可能性があります。また、発がん性HPVに感染しても、多くの場合の感染は一時的で、ウイルスは自然に排出されますが、ウイルスが排出されずに感染した状態が長期間続く場合があります。そのうち、ごく一部のケースで数年～十数年かけて前がん病変（がんになる手前の細胞）の状態を経て子宮頸がんを発症します。したがって、この間に子宮頸がん検診を受診することで、前がん病変を早期に発見し、治療することが可能です。

2 ワクチン接種の効果と副反応について

《HPVワクチンの効果》

- シルガード9（9価ワクチン）は、子宮頸がんの主な原因となるHPV16型と18型や、他の5種類のHPVからの感染を防ぐため、子宮頸がんの前がん病変や子宮頸がんの80～90%を防ぎます。
- HPVワクチンは、既に感染したHPVを排除する効果は低いことから初交前の女子が最適とされ、小学校6年から高校1年に相当する年齢の女子を対象に接種費用を助成しています。なお、HPVワクチンを接種してもHPV16型・18型等以外の発がん性HPVの感染を防ぐことはできず、またHPV16型・18型等に対しても十分な免疫が得られずに感染を防ぐことができないこともあります。ワクチン接種後も、20歳以降は市が実施する子宮がん検診を定期的に受けましょう。

《HPVワクチンの主な副反応》

- 頻度10%以上：注射部分の痛み・赤み・腫れ、接種時の痛み、発熱、かゆみなど
- ワクチン接種後に血管迷走神経反射（気を失う、息苦しさ、動悸など）
- まれに生じる重い症状：アナフィラキシー様症状（血管浮腫・じんましん・呼吸困難など）、ギランバレー症候群（手足の力が入りにくいなど）、急性散在性脳髄膜炎（ADEM）（頭痛・嘔吐・意識低下など）

《HPVワクチン接種直後の注意事項》

- ワクチンを受けることに対する緊張や痛みをきっかけに、血の気が引いて立ちくらみがしたり、気を失ったりすることがあります。
- 移動の際は、付き添いの方が腕を持つなどし、接種後30分程度体重を預けられる場所に座るなどした上で、なるべく立ち上がらないようにしましょう。
- 痛みやしびれ、脱力など、気になる症状が接種後長期間続く場合は、接種医療機関にご相談ください。
※接種後、接種部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状があれば、医療機関で診察を受けましょう。

3 ワクチンの種類と接種回数・期間

ワクチン名	接種回数	定期予防接種として接種可能な接種間隔
シルガード9 (9価ワクチン)	2回	<標準的な接種期間：中学1年> ・15歳未満で1回目を接種 ・2回目の接種は、1回目の接種から6か月の間隔をおいて接種
	3回	・15歳以上で1回目を接種 ・2回目の接種は、1回目の接種から2か月の間隔をおいて接種 ・3回目の接種は、1回目の接種から6か月の間隔、かつ2回目と3回目の間隔を3か月以上おいて接種

4 接種日に保護者の同伴が困難な場合について

HPVワクチンの接種は、原則保護者の同伴と同意が必要です。

ただし、次のうち①～④を全て満たした場合に限り、お子さんだけ（保護者同伴なし）での予防接種が可能です。なお、署名にあたっては、ご案内をよくお読みいただき、HPVワクチン接種に関する疑問があれば事前に接種医に確認するなど、保護者がお子さんとともに接種目的やワクチンの効果・副反応（痛み、腫れ、失神など）を十分理解し、接種させることを決めてから署名してください。

- ①被接種者（お子さん）が13歳以上である。
 - ②保護者とお子さんをご案内を読み理解した上で、お子さんに接種を受けさせることを希望した。
 - ③「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン予診票」に保護者が自ら署名することで、保護者が同伴せずにお子さんが接種を受けることを希望する意思を示した。
 - ④予約時および接種時に「保護者同伴なし」であることを伝え、医師がそれを認めた。
- ※保護者が接種を受けさせると希望していた場合でも、お子さんがその場で拒否した場合や、医師が接種不相当と判断した場合には、接種を行わないことがあります。

5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施は、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合は、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

(1) 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）のある方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③その日に受ける予防接種によって、または予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー*を起こしたことのある方

*アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こる血圧低下、呼吸困難、じんましん等の症状を伴う即時型の過敏反応

- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方および免疫抑制をきたす治療を受けている方
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

※妊娠している方は接種することに注意が必要です。かかりつけ医とよくご相談ください。

（妊婦または妊娠している可能性のある方への接種は望ましくありません）

(2) 予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する場合
- ②過去に予防接種を受けた時、接種後に発熱、発疹、じんましん等のアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③過去にけいれんにかかったことがある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされている場合、および近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑤接種液の成分に対してアレルギー症状を起こすおそれがある場合

6 定期予防接種による健康被害救済制度

●定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

●ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものか、予防接種・感染症医療・律等の各分野の専門家で構成された国の審査会において予防接種との因果関係を審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

●健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療の終了または障害の治癒までの期間支給されます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、狭山市健康づくり支援課へご相談ください。

【参考】特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかる等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合、特別な事情がなくなってから2年間定期予防接種を行う機会が設けられます。この制度を利用希望の場合は、事前に健康づくり支援課へご相談ください。